

■『刑法総論』（伊藤塾呉明植基礎本シリーズ1）*正誤表

3刷への重版にあたり以下の点を変更させていただきました。

- 288頁 8行目・11行目
それぞれ「B」を「A」と訂正

2刷への重版にあたり以下の点を変更させていただきました。

- 44頁 8行目
「寝ていたAをBが」を「寝ていたBをAが」と訂正
- 84頁 「1. 過失の意義」見出し部分・「2. 過失犯の構造」見出し部分（2か所）
ランクを示す「B⁺」のマークを追加
- 87頁 「3. 過失犯の成立要件に関する個別問題」見出し部分
ランクを示す「B⁺」のマークを追加
- 100頁 3行目
「法令行為（刑訴199条）によりとして」を「法令行為（刑訴199条）として」と訂正
- 121頁 「Q 過剰防衛の任意的減免の根拠」3行目
「避難」を「非難」と訂正
- 123頁 図表内上部
「現在の危機」を「現在の危難」と訂正
- 126頁 最終行
「過剰防衛行為」を「過剰避難行為」と訂正
- 128頁 「1 自救行為の意義」1行目
「Aが何者かに大切にしている腕時計を」を「Aが大切にしている腕時計を」と訂正

●154 頁 図表 2 段目

「〈過剰性の基礎となる事実の認識〉」を「〈過剰性〉」と訂正

●154 頁 図表内下部

責任故意を阻却せず		責任故意阻却	
↓	と	↓	の位置を相互に入れ替え
36 条 2 項等の準用		過失犯の成否の検討	

●157 頁 2 行目

「結果が発生したかった」を「結果が発生しなかった」と訂正

●159 頁 下から 10 行目・4 行目(2 か所)

「通過偽装等準備罪」を「通貨偽造等準備罪」と訂正

●177 頁 17 行目

「2 年 5 ヶ月以上」を「2 年 6 ヶ月以上」と訂正

●193 頁 5 行目

「傷害罪が成立する」を「傷害罪の教唆犯が成立する」と訂正

●225 頁 下から 13 行目

「不可罰になるとはかぎらない」を「不可罰になるとはかぎらない」と訂正

●225 頁 下から 7 行目

「予備の中止」を「予備罪の中止」と訂正

●229 頁 「10. 身分犯の共同正犯」見出し部分

ランクを示す「A」のマークを追加

●234 頁 最終行

「65 条 1 項が適用し、」を「65 条 1 項を適用し、」と訂正

●267 頁 「第 16 章 共犯の錯誤」1 行目

「ここも頻出するので、」を「この問題も頻出であるので、」と訂正

- 276 頁 「1 罪数決定の基準」1 行目
「構成要件要件充足」を「構成要件充足」と訂正

- 303 頁 「力 酌量減輕」1 行目
「酌量すべきものであるときは、」を「酌量すべきものがあるときは、」と訂正

- 323 頁 「論証 24」下から 11 行目
「殺人罪」を「傷害罪」と訂正

- 327 頁 「論証 31」下から 3 行目
「A」を 「甲」と訂正

- 328 頁 「論証 32」下から 3 行目
「A」を 「甲」と訂正

- 328 頁 「論証 33」見出し部分
ランクを示す「**B⁺**」のマークを追加

- 332 頁 「論証 40」見出し部分
ランクを示す「**B⁺**」のマークを追加

- 340 頁 「論証 52」下から 3 行目
「過失犯の結果的加重犯の成否」を「過失犯の共同正犯の成否」と訂正

- 345 頁 「論証 61」下から 3 行目
「B の実行行為」を「B の実行行為等」と訂正

- 346 頁 「論証 62」下から 3 行目
「B」を 「A」と訂正

- 348 頁 「論証 66」最終行
「B」を 「A」と訂正